

施設の概要調書

				所管課	八坂支所
施設名	大町市八坂ふるさと体験館			現在の運営方法 (直営・指定管理)	指定管理者
所在地	大町市八坂1135番地				八坂元氣会
敷地面積	366	m ²	延べ床面積	298	m ²
			設置年月	平成8年6月	
建物規模 (施設構造)	木造 平屋建て			(定員・主な施設・設置内容・部屋数等)	陶芸体験コーナー そば打ち体験コーナー 灰焼おやき体験コーナー 休憩室(食事処) 厨房、便所、倉庫
施設設置目的			施設設置条例の根拠(法令・条例・規則等)		
住民等が陶芸、そば打ち、灰焼おやきなどの八坂地区固有の伝統文化の継承及び発展のための「ふるさと体験事業」を実施する。			○大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例 ○大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例施行規則		
料金体系	料金区分		主な料金		減免内容
	利用料金 4時間当たり 1,670円		利用料金(左記のとおり)		市が主催又は共催する事業に利用する場合 100分の100 その他市長が必要と認めた場合 100分の100以内
指定管理業務内容					
(1) 施設の管理及び運営に関すること (2) 施設及び設備の維持管理に関すること (3) その他の業務					
自主事業内容					
体験事業(蕎麦打ち、おやき作り)、地区特産品の販売、新蕎麦祭り、蕎麦の提供、屋台の出店物品の販売					
施設の特事情等					
八坂地域の伝統文化を体験伝承する目的で設置された施設である。自主事業である蕎麦打ち・おやき作り体験等を通して観光振興や地域の発展を図る。					
備考					

指定管理者の管理運営に対する評価シート (総合評価)

1 公の施設

施設名	八坂ふるさと体験館	設置年月	平成8年6月
所在地	大町市八坂1135番地	所管課	八坂支所

2 指定管理者

団体名	八坂元氣会	選定方法	公募
住所	大町市八坂8229	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日

3 当該施設の管理運営に関わる経費 (単位:千円)

別紙参照

4 管理運営に対する評価、制度導入の効果について (総括)

指定管理者	合計評価点数	$\frac{68}{100}$ 点中	総合評価ランク	B
【総括】 ボランティア団体としてはその職責は十分に果たしていると自負している。 食品提供という事業の難しさを痛感している。				
施設所管課	合計評価点数	$\frac{61}{100}$ 点中	総合評価ランク	B
【総括】 限られた会員で運営を行うなかで苦慮する部分も多いと理解している。 その中でそば打ち体験・おやき作り体験といった活動により地域の食文化の伝承を図り、地域の発展に寄与している。				

5 大町市行政改革推進委員会の意見

【行政改革推進委員会による意見を掲載】

6 大町市指定管理者評価委員会の評価・意見 (相応の収益が見込まれる施設において中間年次以降のみ添付)

【指定管理者評価委員会による評価・意見等を掲載】

7 評価内容

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

(1) 施設の運営について		配点合計 20		16 点		14 点	
① 経営方針		配点 10		指定管理者		所管課	
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 施設運営のための経営方針は適切であったか ◦ 市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し運営されているか 		S	10	A	8		
【指定管理者の評価】							
<p>施設管理や貸館といった基本的な経営方針に基づき的確な運営を行ったうえで、新たにそば店の営業を行い、利用者数の一層の増進を図った。</p> <p>特に芸術祭期間中の営業においては八坂地区内で飲食可能なお店がほとんどないことから地域内外の利用者の需要に応えることができたものと実感している。</p>							
【所管課の評価】							
<p>主に施設管理に重点を置き経営方針を計画していることから、設置目的に沿った運営がされている。</p> <p>また、自主事業においてそば店の営業を行い、利用者の増進や地域の産業振興に資する事業を実施していただいた。しかし、経営面では人員不足が主な原因となり苦慮する様子が伺えたので、会員の確保や事業の見直しを行い、より効果的な事業となるよう努めていただきたい。</p>							
② 利用者のサービス向上・利用促進に向けた取り組み		配点 10		指定管理者		所管課	
<ul style="list-style-type: none"> ◦ サービス向上のための取り組みは適切であったか ◦ 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足度が得られているか ◦ 利用者の要望・意見の把握や対応は適切であったか ◦ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法は適切であったか ◦ 施設の設備等の活用は適切であったか ◦ 広報など利用に関する周知計画は適切であったか ◦ 利用促進への取り組みは適切であったか ◦ 施設利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であったか 		B	6	B	6		
【指定管理者の評価】							
<p>利用者からの苦言・提言は、全く無かった事がなによりである。しかし、利用促進のための広報誌等への積極的な販促活動は出来なかった。</p>							
【所管課の評価】							
<p>利用者アンケートに取り組んでいただき、利用者の満足度がえられているのは評価できる。</p> <p>指定管理期間中の大半がコロナ渦となり、活動が制限される部分もあったと思うが、可能な限り利用促進のための活動に努めていただきたかった。</p>							

(2) 危機管理体制、平等利用等について		配点合計 20		12 点		12 点	
① 安全管理・安全対策		配点 10		指定管理者		所管課	
◦ 利用者の安全確保に関する研修を実施し、職員が内容を熟知しているか ◦ 防災訓練等が実施されているか ◦ 施錠、警備体制等は適切であるか ◦ その他緊急時の対応が適切であったか		B	6	B	6		
【指定管理者の評価】							
防災訓練の未実施や、利用者に対する安全管理に関する研修等は出来ておらず、今後の課題として捉えている。							
【所管課の評価】							
◦ 防災訓練については、定期的な実施ができるよう努めていただきたい。 ◦ 施錠や警備体制は、適切に行われていた。							
② 平等な利用等について		配点 10		指定管理者		所管課	
◦ 利用者の平等な利用の確保がされたか ◦ 不適切な利用の制限が行われていないか		B	6	B	6		
【指定管理者の評価】							
平等な利用が行われ、不適切な利用制限は行っていない。							
【所管課の評価】							
不適切な利用の制限もなく利用者へは常に平等な利用が確保されていた。							

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価				
(3) 施設の管理経費、経理及び事務処理等について		配点合計 20	14 点	10 点
① 施設の管理運営に係る経費の内容		配点 10	指定管理者	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の維持管理の取組みは適切であったか 経費節減のための取組みは適切であったか 収支計画と事業計画の整合はとれていたか 		A	8	B 6
【指定管理者の評価】				
<ul style="list-style-type: none"> 経費削減の為、自家菜園での野菜栽培が功を奏している。 当初の事業計画には無かった「そば店」の営業を実施した為、事業計画との整合性は取れていない。 				
【所管課の評価】				
<ul style="list-style-type: none"> 施設や設備の維持管理は適切であった。 敷地内の畑にて野菜の栽培を行うなど、経費削減のため工夫した活動を実施していただいた。 				
② 事務処理等		配点 10	指定管理者	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 適正に会計処理が行われているか 業務報告書や事業報告書が適切に作成されているか 引き渡した備品が適正に管理されており、その帰属が明確であるか 		B	6	C 4
【指定管理者の評価】				
<p>売上や仕入に関する記帳が遅れがちとなり、入金払戻の作業についても遅れがあり、的確に行うことが出来なかった。</p>				
【所管課の評価】				
<p>収支に関わる報告書について、提出時点で数字の整合がとれていない箇所が確認されたことから、通帳での管理に加え、出納簿を作成いただくなどにより改善をいただきたい。</p>				

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

(4) 労務管理面について	配点合計 20	12 点		12 点	
① 職員の配置について	配点 10	指定管理者		所管課	
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 人員の配置、有資格者の配置は適切であったか ◦ 職員の研修計画は適切であったか ◦ 地域雇用への配慮がなされているか 	B	6	B	6	
<p>【指定管理者の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> • インストラクター養成といった、大きな目的があるが、会員個人の努力に頼っており、大きな負担となっている。 • 八坂元氣会として組織的に事業に取り組み、研修計画を実行できるようにする。 					
<p>【所管課の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 限られた会員の中での運営であるが、一人一人ができることを担当している。 • 会員のほとんどが地元出身の者で、地域に根ざした活動ができている。 					
② 労働条件について	配点 10	指定管理者		所管課	
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 労働法規等を遵守した適正な労働条件を確保しているか ※資料19「労働関係法令遵守に係る確認事項」に基づき両者にて確認を行うこと ◦ 法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）が整っているか ◦ 給料が遅滞なく定められた期日に支払われているか ◦ 健康診断は適正に行われているか 	B	6	B	6	
<p>【指定管理者の評価】</p> <p>現在の物価高となっている中で、一般的な賃金設定では経営的に成立しない契約内容や指定管理料を疑問に思う。</p> <p>現時点では、ボランティア精神が旺盛な会員に助けられ運営が出来ているが、実情としては、最低賃金の支払いにさえ苦慮している。</p>					
<p>【所管課の評価】</p> <p>営業施設ではないため、明確な労働条件の取り決めが困難であると理解している。現在の指定管理は貸館業務が主な内容であり、利用者からの申し込みに応じて開館することから、労働の対価については、団体内で事前に取り決めをするなど対応していただきたい。</p>					

評価の項目・視点				別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価			
(5) その他		配点合計 20		14 点		13 点	
① 連絡調整体制の整備		配点 5		指定管理者		所管課	
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 施設の運営や事故等、必要な報告・連絡が速やかに行われたか ◦ 指定管理者と施設所管課で調整が行われたか ◦ 指定管理者と施設所管課が互いに協力し、施設の有効活用が図られたか 		B	3	B	3		
【指定管理者の評価】							
事故対応等すみやかに対応できている。							
【所管課の評価】							
指定管理者とは連絡を密に協議、調整ができています。							
② 自主事業の実施・地域への配慮等		配点 5		指定管理者		所管課	
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主事業の内容は適切であったか ◦ 地域との連携ができたか 		S	5	A	4		
【指定管理者の評価】							
<p>そば店の営業に加え、芸術祭期間中は地域の方々のご協力のもと、出店や趣味の作品の展示販売を行い、「にぎわい広場」として賑わいのある空間を創出できた。また、八坂地区の文化祭や秋祭りといった行事への積極的な参加により地域との連携を図った。</p> <p>地域への貢献度としては、当会が一番だと自負している。</p>							
【所管課の評価】							
<p>地域の食文化の伝承を図るためにそば打ち体験等を実施しており、地域の発展に寄与している。</p> <p>また、地域の行事に常に協力していただいております、貢献度は高い。</p>							
③ 法令等の遵守・個人情報の保護措置・情報公開・特殊事情等		配点 10		指定管理者		所管課	
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 関係法令等が遵守されていたか ◦ 個人情報保護の取組みは適切であったか ◦ 公正で開かれた施設運営が行われていたか ◦ 業務実施に当たり知り得た情報について適切に管理されていたか ◦ 施設の特実事情がある場合、適切な対応がされていたか ◦ (施設所管課で施設の特実性を考慮した内容を記載) ◦ (施設所管課で施設の特実性を考慮した内容を記載) 		B	6	B	6		
【指定管理者の評価】							
関係法令が順守され、適切な運営が出来た。							
【所管課の評価】							
関係法令は遵守され、個人情報も適切に取り扱われていた。							

(別紙)

(総合評価施設：大田市八坂ふるさと体験館)

3 当該施設の管理運営に関わる収支(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予算)	平均	
市	収入	納付金	0	0	0	0	0	
		計(A)	0	0	0	0	1	0
		支出	指定管理料	120	120	120	120	120
	修繕費	0	469	387	0	0	214	
	指定管理料(物価高騰分)	0	0	3	3	3	2	
	計(B)	120	589	510	123	123	336	
差引(A-B)		△120	△589	△510	△123	△122	△336	

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予算)	平均	
指定管理者	収入	指定管理料	120	120	120	120	120	120
		指定管理料(物価高騰分)	0	0	3	3		2
		利用料	121	4	405	360		223
		会費	28	24	22	44	30	30
		売上	85	138	0	372	500	149
		そば打ち体験料	0	165	0	0		41
		寄付金	0	25	0	0		6
		雑収入	0	0	0	2		1
		計(A)	354	476	550	901	650	570
	支出	人件費	70	153	189	329	150	185
		仕入	34	101	136	228	160	124
		福利厚生費	0	0	0	56	0	14
		水道光熱費	93	103	166	184	160	136
		広告宣伝費	0	0	0	1	5	0
		賃借料	29	40	40	40	40	37
		手数料	64	1	0	17	0	20
		消耗品費	88	75	59	16	45	59
		修繕費	0	20	0	28	50	12
保険料	0	0	0	0	40	0		
雑費	9	1	0	5	0	3		
計(B)	387	494	590	904	650	593		
差引(A-B)		△33	△18	△40	△3	0	△24	

指定管理者制度導入検討シート（再導入）		所管課	八坂支所
1 施設名	大町市八坂ふるさと体験館	2 現在の指定管理者名	八坂元氣会
3 施設の概要	建築構造：木造、平屋建て（体験室、休憩室、厨房、便所、倉庫） 敷地面積：366.02㎡ 延床面積298.11㎡		
4 制度導入の目的	体験観光の推進、地域産業の振興及び地域活動の進展を図る。		
5 指定管理の実績（令和3年度～令和6年度の平均）			
利用者数	658人【内訳 R3(448) R4(701) R5(552) R6(929)】		
収入額	平均：570千円		
内訳	指定管理料：120千円 利用料：223千円 会費：30千円 売上：149千円 そば打ち体験料：41千円 寄付金：6千円 雑収入：1千円		
支出額（事業費）	平均：593千円		
内訳	人件費：185千円 仕入：124千円 福利厚生費：14千円 水道光熱費：136千円 賃借料：37千円 手数料：20千円 消耗品費：59千円 修繕費：12千円 雑費：3千円		
職員数	会員 15名・嘱託職員 0名・臨時職員 0名（令和5年3月31日）現在		
6 評価	そば打ち体験やおやき作り体験といった活動について利用者から満足いただいていることは評価ができる。 地域の食文化の伝承に貢献しており、地域イベント等への協力も積極的であり評価できる。		
7 課題等	地域の郷土食のそば打ち体験やおやきづくり体験の普及を図り、都市との交流などの観光振興や伝統技術の継承、後継者育成につなげていかなければならない。 自主事業を実施することで会員の負担が増しているように見受けられる。また、活動の対価として賃金を支払えるようにならなければ会員から不満も上がる。		
8 制度運用の適否と理由	适当	多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために公の施設の管理に、民間におけるサービス提供能力や優れた経営ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費削減等を図る。	
9 選定方法（非公募の場合はその理由）	公募		
10 指定管理とする期間	令和8年4月1日	～	令和13年3月31日 指定期間： 5年